

議 事 録

会議名	令和7年度第1回寒川町下水道運営審議会		
日 時	令和7年8月25日(木)午前10時00分～11時00分	開催形態	公開
場 所	寒川町役場 東分庁舎第3会議室		
出席者	<p>【委員】小泉委員、青木委員、横手委員、脇委員、青山委員 猿渡委員、大國委員、山本委員、郷原委員 (欠席者：臼井委員、大石委員)</p> <p>【町】木村町長、畠山都市建設部長、西島下水道課長、飯田副 技幹遠藤副主幹、前島主任主事</p> <p>【傍聴者】なし</p>		
議 題	<p>(1) 会長の選任について</p> <p>(2) 職務代理者の指名について</p> <p>(3) 議事録承認委員の選出について</p>		
決定事項	<p>(1) 会長 横手委員</p> <p>(2) 職務代理者 青山委員</p> <p>(3) 議事録承認委員 小泉委員</p>		
議 事	<p>1 開会</p> <p>2 委嘱状の交付</p> <p>3 町長挨拶 ～ 町長、所用により退席 ～</p> <p>4 委員紹介（自己紹介）</p> <p>【事務局】 本日御出席の委員さんは9名で、寒川町下水道運営審議会条例第5条の規定を満たしていることを御報告申し上げます。</p> <p>次に、寒川町自治基本条例第15条による傍聴につきましては、希望者がおりませんでしたので、このまま進めることといたします。</p> <p>【事務局】 では、資料の御確認をお願いいたします。</p> <p>資料は、会議次第、寒川町下水道運営審議会の委員名簿、こちら、本日机上配付させていただいたものです。それと、資料1、令和7年度事業予定、資料2の寒川町ウォーターPPP事業パッケージ素案、資料3、使用料改定の経緯、また、新規委員の方につきましては、ファイルに寒川町下水道運営審議会条例、寒川町下水道関連条例規則等一覧、経営戦略、ストックマネジメント概要版を事前に送付させていただいております。不足はございませんでしょうか。</p> <p>～不足なし～</p> <p>【事務局】 議題となりますが、会長が決まりますまで、私のほうで進めさせていただきます。</p> <p>次第5の議題（1）会長の選任についてです。</p> <p>審議会条例第4条第1項により、委員の互選で定めとなっております。立</p>		

候補もしくは御推薦はございませんでしょうか。

小泉委員。

【小泉委員】 では、前任の会長でもあり、今回も委員を務めております横手委員が適任かと思いますが、いかがでしょうか。

【事務局】 横手委員との御推薦がありました。皆さんいかがでしょうか。委員の推薦がございましたが、皆さんよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【事務局】 それでは、横手委員、会長席に御移動いただき、一言御挨拶と議事の進行をお願いいたします。

【横手会長】 皆様、引き続き会長をやらせていただきます寒川町議会議員の横手旭でございます。皆様のお力を借りて、下水道事業をしっかりと様々な意見を取り入れながら健全な形に変えようと思っておりますので、お力添え賜りますことを心からお願い申し上げます。

僕が進めていいですか。

【事務局】 お願いします。

【横手会長】 それでは、次第に基づきまして、議事を進めてまいります。議題の2になります。

職務代理者の指名について、事務局より説明願います。

【事務局】 それでは、審議会条例第4条第3項に職務代理者は会長が指名するとなっておりますので、会長に指名をお願いしたいと考えております。

職務代理者とは、会長が欠席した際に、あらかじめ指名した委員がその職務を代理するものです。

説明につきましては以上です。

【横手会長】 事務局の説明が終わりました。

職務代理者は会長が指名することですので、私のほうで指名させていただきたいと思っております。

柳島水再生センターの所長で、下水道事業に深い見識をお持ちの青山委員を指名したいと存じますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

【横手会長】 ありがとうございます。

それでは青山委員、職務代理者の席に移動していただき、御挨拶をお願いいたします。

【青山委員】 改めまして、下水道公社柳島水再生センターの所長であります青山といいます。この審議会を有意義なものにしまして、町民の皆様のためになる議論ができることを、今後とも微力ながら尽くしたいと思っております。会長を支えられるように努力していきたいと思っておりますので、皆様、どうぞよろしく申し上げます。

【横手会長】 続きまして、議題の3に移りたいと思っております。

議題の3、議事録承認委員の選出について事務局より説明願います。

【事務局】 議事録承認委員につきましては、寒川町審議会等の会議の公開に関する規則により議事録の確認をいただくこととなっております。これまでは会長と職務代理者を除く名簿順でお願いしているところでございます。

今回も同様でよろしいでしょうか、御判断いただきたいと考えております。説明は以上です。

【横手会長】 事務局から、今、説明がございましたが、何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、今回の議事録承認者として小泉委員を選任いたします。よろしくお願いいたします。

議題は以上になります。よろしくお願いいたします。

それでは、次第6の報告(1)令和7年度下水道事業の概要について、事務局より説明願います。

【事務局】 では、改めまして、皆様、こんにちは。着座にて説明をさせていただきます。

それでは、令和7年度下水道事業の概要について説明させていただきます。

私のほうからは、財政的なこと及び維持管理について、建設改良につきましては、飯田より御説明いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、資料①の1ページ、令和7年度下水道事業特別会計予算についてです。

こちらの特別会計予算は、棒グラフで表示しております。

左から1つ目、収益的収入、2つ目、収益的支出が3条予算、3つ目の資本的収入及び一番右の資本的支出が4条予算となっております。

収益的収入・支出、いわゆる3条予算は、当年度の企業の経営活動に伴い発生する収益と、それに対する費用を計上し、事業の損益計算とされています。

主な収入は、サービスの提供の対価としての下水道使用料、雨水公費など、総務省繰入基準に定められる一般会計からの負担金、赤字補填による補助金となっております。主な支出は、事業活動のために生じる費用で、維持管理費や一般管理費、減価償却費、支払利息、消費税及び地方消費税となります。

次に、資本的収入・支出、いわゆる4条予算は、下水道施設の建設や改築、更新に要する経費でございます。主な収入は、施設整備に伴い借り入れる企業債収入や国から交付される国庫補助金、雨水整備に伴う一般会計からの出資金です。主な支出は、施設整備による建設改良費、これは工事請負費や委託料、一般管理費となり、ほかは建設時に借り入れた企業債の元金償還金となります。なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額は、図のように減価償却費などの補填財源により補填されております。

次に、資料2ページをお開きください。今年度の主な予算科目による事業の予算比較表となります。

まず、主な収益的収入の下水道使用料ですが、今年度は約9.5万円、0.13%の増で計上しております。主な資本的収入では、企業債は、下水道整備事業費において起債対象事業費の増に伴い1億1,890万円、43.81%の増、国庫補助金は、補助対象事業費の減により880万円、マイナス12.96%の減となっております。

次に、他会計からの負担金や補助金など、一般会計からの繰入金に当たるも

ので、雨水経費や人件費などに充てられ、前年度より約394万円、1.15%の減となっております。

次に、3ページを御覧ください。主な事業別支出予算比較表を御覧ください。増減の主なものを説明させていただきます。

収益的支出では、管渠費、これは維持管理費ですが、約832万円、7.72%の減となり、これは幹線浚渫委託料の減などによるものです。次の相模川流域下水道維持管理事業費は約76.1万円、3.3%の増です。これは、流域下水道処理場の汚水処理費に要する維持管理費用の増などによるものです。次に、支払利息及び企業債取扱諸費、元金償還が進んだことにより約800万円、10.05%の減となっております。

次に、主な資本的支出ですが、下水道整備事業費、約6,099万円、25.59%の増ですが、これは工事及び委託内容の変更によるものです。

また、下水道調整区域整備費は7,632万円、80.17%の増で、主要内容としましては、路面復旧工事の増などによるものです。

続きまして、4ページを御覧ください。4ページは令和6年度末の企業債現在高を、5ページは収入支出を表したものでございます。

続きまして、各事業費の委託料や工事内容について説明いたします。

それでは、6ページの上段の表、下水道維持補修事業費に係る委託を御説明いたします。

委託名称、幹線汚泥分析業務委託からポンプ維持管理業務委託及び機具保守点検業務委託から人孔蓋鋳型作成業務委託までの委託内容につきましては、表右側の記載のとおりでございます。流量維持管理業務委託は、県流域下水道への排水量を計測する委託となります。町内13か所の流域下水道接続箇所の流入計測を実施しております。既設管調査業務委託は、污水管へ流入する不明水対策として、雨水の誤接続を流量計やカメラなどにより調査を行うものです。水門保守点検業務委託は、雨水幹線が河川へ流出する箇所に設置されている水門全6か所の点検を行うものでございます。

次に、下段の表、下水道台帳管理費の幹線測量業務委託は、水路等における町の管理用地と民有地との境界を確定するため測量作業の業務を委託するものでございます。下水道台帳作成委託は、下水道台帳システムへの維持管理情報や紙図面の登録及び保守を行うものでございます。

次の7ページの上段の表です。下水道維持補修事業費に係る工事内容ですが、汚水施設補修工事及び雨水施設補修工事は、町内全域にあります下水道施設の部分補修を行う工事です。長寿命化対策工事は経年劣化汚水施設の部分補修を実施する工事です。また、一之宮西雨水幹線改良工事は、部分的に施設を改良する工事となっております。

続きまして、7ページ中段の表です。水質規制事業費の水質調査業務委託は、町内に12か所あります公共下水道への事業系排水を流出する特定事業者等に対し、下水道の排水基準に適した事業排水であるかを調査する委託となっております。また、特定事業場等届出確認業務委託は、新たに特定事業所としての届出が提出される前の事前確認を実施する事業でございます。

次に、7ページ下段の一般管理費の上下水道料金一括徴収事務委託から経営

戦略改定業務委託までの委託内容につきましては、表右側の記載のとおりです。
説明は以上となります。

【事務局】 それでは、お手元の資料、8ページを御覧ください。ここからの説明につきましては、整備担当の飯田のほうから説明させていただきます。

それでは、下水道整備事業費の委託内容について御説明させていただきます。

上段の表、下水道整備事業費の表の上から、建設資材特別調査委託、こちらにつきましては、工事を発注するに当たりまして積算を行います。その積算を行うための資材等の価格の調査委託になってございます。長寿命化対策既設管調査業務委託につきましては、昭和56年から昭和60年度に敷設された管渠の劣化度を調査するものでございます。長寿命化対策改築実施設計業務委託は、過年度において調査した結果、管更生や改築が必要な管路の工法等を検討し、工事をするための実施設計の委託となります。下水道施設耐震化対策実施設計業務委託は、令和4年度に策定した寒川町公共下水道総合地震対策計画（第Ⅱ期）に基づき実施した対象施設の調査及び診断結果から、対策が必要な箇所の実施設計を行うものです。雨水管理総合計画改定業務委託は、令和3年度に策定しました寒川町雨水管理総合計画の見直しを行うもので、昨年度、内水浸水想定区域図等作成委託で、想定最大規模降雨153ミリに対して浸水シミュレーションを実施し、それを基に改定作業を実施するものでございます。岡田一号幹線実施設計業務委託は、昨年度県施工で実施した小出川吐口の上流側の実施設計委託となります。

次に、中段の表、下水道調整区域整備事業費です。

汚水処理施設整備構想見直し業務委託につきましては、汚水管渠の未整備エリアにおける汚水処理整備施設の整備手法等の検討を行い、汚水施設整備構想の改定業務を行うものでございます。

次に、下段の表、建設改良繰越は、令和6年度から令和7年度に繰り越した委託となります。

寒川町公共下水道事業ウォーターPPP導入可能性調査業務です。このウォーターPPPの概要につきまして少し御説明させていただきます。

お手元の資料②、こちらのほうを一緒に御覧いただけたらと思います。

ウォーターPPPの概要につきましては、令和5年6月2日、官邸で第19回民間資金等活用事業推進会議の席上で、首相の発言で、水分野の取組を強化することと上水道、下水道、工業水道といった水分野において、新たにウォーターPPPの導入を進めるといった発言とともに、同日にPPP/PFI推進アクションプラン（令和5年改定版）が策定され、ウォーターPPPが位置づけられました。下水道分野におきましては、今後10年間で100件の具体化を目指し、説明会など開催されてきたところでございます。

具体的に、ウォーターPPPとはどのようなことをするのかと申しますと、これまで複数年度、複数委託を一括して委託する包括民間委託、レベル1から3とレベル4と呼ばれる公共施設等運営事業、いわゆるコンセッションとの間に、レベル3.5として、管理・更新一体マネジメント方式が加わり、レベル3.5とレベル4の両方を総してウォーターPPPとなります。

資料②の寒川町ウォーターPPP事業パッケージ素案を御覧ください。こち

らの資料は現時点において、ウォーターPPPを説明するに当たり作成したもので、この内容が確定するものではございませんので参考にお聞きください。

ウォーターPPPは、日常の点検や維持管理及び施設の延命化するためのストックマネジメント計画策定や調査点検並びに改築更新までを一括して委託する制度となります。今回の委託では、委託する業務の選定等導入に向けて可能性を検討する業務委託となります。

寒川町においても、現在、下水道管路施設が約199キロ、汚水、雨水両方合わせての距離となります。この膨大な施設と、人口減少による使用料収入の減少や維持管理などストックを管理する職員が減少傾向にある中、民間活用をいかに活用して、下水道事業の継続に取り組んでまいります。

続きまして、9ページの下水道整備事業費の工事内容について御説明いたします。10ページの工事予定箇所図と併せて御確認ください。

上段の表、下水道整備事業費です。

図面番号①及び②、長寿命化対策工事（その1）、（その2）は、既設公共下水道施設のストックマネジメント計画に基づく長寿命化対策工事です。場所は、寒川駅南側の一之宮地内、左52-1処理分区内の一部における老朽化による汚水のマンホール用鉄蓋交換を約59基行うものでございます。

図面番号③及び④耐震化対策工事（その1）、（その2）は、緊急輸送路など重要な道路下に埋設されている管渠の管口やマンホール浮上防止を図り耐震化する工事となります。

図面番号⑤公共下水道岡田第一号幹線枝工事は、岡田8丁目で、小出川河川改修工事に伴う樋管設置工事で、岡田8丁目の住宅地の浸水解消に向け、雨水対策を進める工事となっております。内空断面、幅0.8メートル、高さ0.9メートルの雨水のボックスカルバートを延長約7メートル敷設する工事となります。公共汚水樹設置工事につきましては、新築等による公共汚水樹等設置申出書に基づく汚水ます設置工事となります。

次に、下段の表、下水道調整区域整備事業費でございます。

図面番号⑥公共下水道一之宮西一号幹線枝工事（その1）は、場所が一之宮地内で寒川高校西側の旧県道に、内径20センチの污水管を開削工法で延長約60メートル敷設する工事となります。

図面番号⑦公共下水道一之宮西一号幹線枝工事（その2）は、場所が田端地内でシャトル工業東側の町道に、内径20センチの污水管を開削工法で延長約40メートル敷設する工事となります。

図面番号⑧一之宮西一号幹線枝路面復旧工事は、昨年度、下水道管を敷設した箇所で、田端地内の田端北交差点付近の道路を延長約170メートル路面復旧する工事でございます。

図面番号⑨田端幹線枝路面復旧工事は、昨年度、下水道管を敷設した箇所で、田端地内の田端二本松交差点南側の県道相模原茅ヶ崎線の道路を約140メートル路面復旧する工事でございます。

以上で令和7年度下水道事業の概要の説明を終わりにいたします。

なお、11ページの供用開始図は、令和6年度末で769.45ヘクタール供

用開始しております。総人口普及率は、令和7年3月31日現在、93.59%となっております。

以上になります。

【横手会長】 ただいま事務局からの説明ございましたが、御質問等ございましたら挙手をお願いいたします。

大丈夫でしょうか、質問ございませんか。

では、質問等がないようですので、報告1は以上となります。

続きまして、報告の2、下水道使用料改定の経緯について、事務局より説明願います。

【事務局】 それでは、公共下水道使用料改定の経緯について説明させていただきます。

資料は③を御覧ください。

公共下水道使用料改定の経緯では、令和元年度から主な内容を記載しております。その中で令和3年度の欄を御覧ください。

令和3年4月15日付で公共下水道使用料の見直しに対する答申書を町長へ提出いたしました。その中で、平均改定率5.6%増とする改定を令和3年10月1日に実施すること、令和7年度に経費回収率100%を目指す条件として、審議会での十分な検討を実施することとし、令和5年度、令和7年度にそれぞれ13.2%増の段階的な改定を目指すことが適切であるとされました。その後、予定どおり令和3年10月1日に使用料改定を行い、その結果、令和3年度の経費回収率は前年度の75.4%から1.3ポイント上昇し、76.7%となりました。

次に、令和4年度の動きになります。

令和3年度に提出した答申書の中でありました令和5年度及び令和7年度の改定について、全3回の審議会を経て、令和4年12月22日付で意見書が提出されました。その内容は、令和5年度の平均改定率を23.0%の増とすることや、令和7年度の改定は、経費回収率100%を達成できるよう社会情勢や経費の動向を踏まえ十分な検証を行い、使用料改定に努めるというものでした。

その後、令和5年度中の改定に向け内部調整等を行った中で、社会情勢やコロナ禍における家計への影響を鑑み、改定の時期を半年程度延期することとし、令和5年2月15日付で委員の皆様へ郵送にて御報告させていただいたところでございます。

次に、令和5年度の動きになります。第2回の下水道運営審議会において、使用料の改定について説明させていただき、令和4年12月に提出された意見書のとおり、令和6年4月1日から平均改定率23%とする条例の一部改正が9月議会で可決されました。

次に、令和6年度の動きになります。4月1日より使用料改定を行い、令和6年度公共下水道特別会計事業決算により、経費回収率が79.2%から16.3%ポイント上昇し、95.5%になりました。

令和4年度に提出された答申書では、令和7年度に経費回収率100%を目指すとなっておりますが、現在行っている経営戦略改定業務の中で、使用料改定を含めた財政シミュレーションなどを行っている最中でございます。

今後につきましては、経営戦略改定業務内容の進捗に合わせ、今後の審議会の中で様々な御意見をいただきたいと思いますと思っております。

以上で使用料改定の経緯の報告とさせていただきます。

【横手会長】 説明が終わりました。

ただいまの事務局からの説明につきまして、御質問等ございましたら挙手をお願いいたします。大丈夫でしょうか。質問ございませんか。

それでは、質問等がないようですので、報告2は以上となります。

次に、次第7、その他でございますが、事務局から何かありますでしょうか。

【事務局】 それでは、事務局からです。

7のその他といたしまして事務連絡です。

審議会委員の皆様への報酬でございますが、町の条例に基づき報酬をお支払いさせていただきます。再任の方につきましては、振込先の変更等ございましたら事務局までお知らせをお願いいたします。特にならなければ、これまでと同様の振込先とさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

【横手会長】 以上で本日の議事は全て終了いたしました。

御協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、事務局にお返しいたしますのでよろしくをお願いいたします。

【事務局】 横手会長、議事の進行ありがとうございました。

次回以降の審議会につきましては、今後の状況により開催を決定いたしますので、よろしくをお願いいたします。

以上をもちまして、令和7年度第1回下水道運営審議会を閉会いたします。長時間にわたる御審議、誠にありがとうございました。

資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議次第 ・ 寒川町下水道運営審議会委員名簿 ・ 資料1 令和7年度下水道事業特別会計予算ほか ・ 資料2 寒川町WPPP関係資料 ・ 資料3 使用料改定経緯
-----	---

議事録承認委員及び 議事録確定年月日	小泉 秀輔 (令和7年 9月10日確定)
-----------------------	-------------------------